

大野城市災害時避難行動 要支援者支援計画【概要版】

本計画は、災害発生時に、避難行動に支援が必要な人（以下「避難行動要支援者」という。）の生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、これまで取り組んできた「自助と共助」を基本として地域ぐるみで避難行動要支援者の安全と安心を守る支援体制のさらなる充実を目的として策定しました。



◇ 計画の概要（支援の仕組み）

避難行動要支援者支援の仕組みは、次のとおりです。

- 市は、地域で、避難行動要支援者を特定し、避難行動要支援者名簿を作成します。
- 市は、避難行動要支援者名簿の情報を、本人の同意を得て、平常時から地域支援者、自主防災組織、民生委員・児童委員、大野城市社会福祉協議会、春日・大野城・那珂川消防本部、春日警察署、その他避難支援者（以下「避難支援等関係者」という。）に提供し、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援ができるように日頃の見守り活動や地域支援者との情報共有などを行います。
- 市は、避難行動要支援者名簿の情報を、災害発生時に、避難支援等関係者に提供し、個別計画に定めた地域支援者ととも円滑かつ迅速な避難支援を行います。
- 市は、避難行動要支援者一人一人に対し、支援を行う人たち（以下「地域支援者」という。）を決定し、個々の避難のための個別計画を策定します。
- 地域支援者と避難行動要支援者は、いざというときのために、日ごろからコミュニケーションをとり、良好な関係を築いておきます。
- 災害が発生したときには、地域支援者は、避難行動要支援者を避難所等まで誘導するなど支援活動を行います。

◇ 避難行動要支援者

この計画の対象とする避難行動要支援者は、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人）のうち災害が発生したときに地域の支援が必要となる次の人です。

- 高齢者（65歳以上の人）で単身世帯または高齢者のみの世帯の人
- 要介護認定者
- 障がい者（児）
（身体障害者手帳1級、2級および療育手帳A所持者）
- 難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等で、支援を希望する人
- その他、自力では避難することが困難で、支援を希望する人
- 避難支援等関係者が災害発生時に支援が必要と認めた人



◇ 避難行動要支援者名簿と情報共有

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者から提出された「災害時避難行動要支援者支援計画届出書兼情報提供同意書」をもとに、地区別の避難行動要支援者名簿（台帳）を作成します。

2 情報の共有

市は、関係部局において避難行動要支援者の個別計画の情報を共有するとともに、必要な情報を次の避難支援等関係者に提供します。

- 地域支援者
- 自主防災組織
- 民生委員・児童委員
- 大野城市社会福祉協議会
- 春日・大野城・那珂川消防本部
- 春日警察署
- その他避難支援者（医療機関、消防団等）



※ 本人の同意を得て、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に、平常時から災害の発生に備えて、必要な情報を提供します。

※ 災害が発生した場合や、発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命や身体を守るために緊急を要する場合には、本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者に情報を提供する場合があります。

◇ 個別計画の策定と周知

1 個別計画の策定

市は、避難行動要支援者一人一人に対し、地域支援者を決定し、個々の避難を支援するため、緊急連絡先、避難支援を必要とする理由、身体等の状況、同居家族構成、かかりつけ医等の情報、そのほか避難時に留意する事項を定めた避難行動要支援者支援計画（以下「個別計画」という。）を策定します。

避難行動要支援者は、「避難行動要支援者支援計画届出書兼情報提供同意書」（様式第1号）に必要事項を記入し、市に提出します。

避難行動要支援者本人が記入・提出できない場合には、家族や民生委員・児童委員などの代理人が記入・提出することもできます。

2 制度の周知と個別計画策定の働きかけ

避難行動要支援者には、実効性のある個別計画の策定のため、次の方法により周知と個別計画策定（提出）の働きかけを行っていきます。

- 広報、ホームページによる案内
- ダイレクトメールによる案内
- 民生委員・児童委員など福祉関係者の個別計画策定（提出）支援
- さまざまな機会や機関を通じた案内

◇ 災害発生時の支援活動

1 地域支援者の役割

地域支援者は、避難に関する情報が発表された場合や、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合には、避難行動要支援者に対して次のような支援活動を行います。

- 避難誘導

自宅にいることが危険な状況にある場合には、避難行動要支援者を手助けして、一緒に公民館等の指定された避難所等まで避難します。

- 安否確認

災害が発生した直後には、自分自身と家族の安全を確認後、避難行動要支援者の安否を確認します。

- 救出救助

避難行動要支援者の家屋が被災している場合には、直ちに消防署または市に通報します。公的な救助が見込めない場合には、地域住民や自主防災組織と協力して、可能な限り避難行動要支援者の救出にあたります。

- 報告

避難行動要支援者の避難誘導などの支援活動を行った場合には、支援の状況を自主防災組織などの避難支援等関係者に報告します。

2 自主防災組織の役割

自主防災組織は、避難に関する情報が発表された場合や、人命や身体に危険を及ぼす大規模な災害が発生した場合には、公民館を拠点として次のような支援活動を行います。

- 避難行動要支援者の状況把握

地域支援者からの報告などから、地域内の避難行動要支援者の避難などの状況を把握します。

- 避難誘導や救出救助活動および関係機関への要請

地域住民や福祉関係者などと協力して、状況が把握できない避難行動要支援者や、地域支援者が支援することのできない避難行動要支援者の安否を確認します。また、必要に応じて市や消防署等の関係機関に出動要請を行います。

- 地域支援者の支援活動への協力

地域支援者などからの要請を受けて、避難行動要支援者の避難誘導や救出救助などに協力します。

- 個別計画未策定の避難行動要支援者の支援

地域支援者等が決まっていない避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、救出救助などを行います。



◇ 避難情報などの伝達体制の整備

1 市からの情報伝達

市は、災害が発生するおそれが大きくなったときには、避難行動要支援者や地域支援者、そして関係地区の住民に、危険の状況や避難に関する情報を、迅速かつ的確に伝えなければなりません。

災害の規模によっては、伝達手段に障害が生じることも予想されるため、多様な伝達手段を確保しておく必要があります。

そこで、市では次のような手段を使って情報を伝達することとします。

- 市の広報車による広報
- 消防団車両による広報
- 「防災メール・まもるくん」によるメール配信
- 「災害情報伝達システム」による一斉放送
- 「災害情報等配信サービス」による情報配信
- テレビ、ラジオを通じた放送
- 市ホームページへの情報掲載



2 地域支援者などから避難行動要支援者への情報伝達

視覚障がいや聴覚障がいなどにより、市からの情報がうまく伝わらない避難行動要支援者に対しては、地域支援者等が、電話やメール、あるいは直接訪問するなどして情報を伝えます。

地域支援者等が的確に情報を伝達することが出来るよう、市は地域支援者等による様々な情報伝達方法の習得等を支援します。

地域支援者、自主防災組織および避難行動要支援者が、災害に関する情報を確実に取得するために、積極的に「防災メール・まもるくん」及び「災害情報等配信サービス」に登録されるよう促します。

3 避難に関する情報の発表

市は、災害により人的被害が発生するおそれがある場合には、危険度に応じて、次のとおり避難に関する情報を発令します。

避難準備情報	避難準備情報は、人的被害が発生する可能性が高まったときに発令する情報で、避難行動要支援者など、特に避難に時間がかかる人は避難を開始しなければならない状況にあることを知らせるものです。
避難勧告	避難勧告は、人的被害が発生する可能性が明らかに高まったときに発令する情報で、通常の避難行動ができる人も避難を開始しなければならない状況にあることを知らせるものです。
避難指示	避難指示は、人的被害が発生するか、発生する危険性が非常に高まったときに発令する情報で、避難中の人は確実な避難を直ちに完了し、避難していない人はすぐに避難を始め、その余裕がない場合には、生命を守る最低限の行動をとります。

問い合わせ先

大野城市 環境生活部 安全安心課 消防・防災担当

〒816-8510 大野城市曙町二丁目2番1号

電話 092-580-1899 FAX092-572-8432